建築物エネルギー消費性能適合性判定料金改定のお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

弊社におきましては、お客様のご期待に沿うべく業務の最適化を図り、令和3年4月の省工ネ法改正時におきましても判定料金を据え置いてまいりましたが、この度、令和4年7月1日受付分より、省工ネ適判料金を改定させていただくこととなりました。

今後、これまで以上に迅速かつ丁寧に、きめ細やかなサービスをご提供させていただく所存ですので、何卒、ご容赦ご理解を賜り、引き続きご愛顧いただきますよう心よりお願い申し上げます。

記

1. 改定日

令和4年7月1日(金) 申請受付分から改定料金を適用します。

2. 改定後の判定料金

次頁以降をご参照ください。

3. 主な改定内容

- ・省エネ判定料金を全面的に改定しました
- ・計画変更・軽微変更該当証明申請2回目以降の料金を設定しました
- ・増改築時の料金算定条件を追加しました
- ・当機関以外の確認申請・計画通知の加算割合を明確化しました

以上

【この件に関するお問い合わせ】

株式会社 都市居住評価センター

省エネ判定事業部

☎ 03 (3504) 2380 ⊠ syoene@uhec.co.jp

ユーイック(㈱都市居住評価センター 建築物省エネ法判定業務 料金表(非住宅)

※以下の表内の判定料金は、当社に建築確認申請を併せていただいた場合の金額となっています。

モデル建物法 税抜(カッコ内税込) 単位:円

アルを予め出	用途							
判定対象床面積(㎡)	a. ホテル·病院·老人ホーム· 集会所等及び用途b·cを含む 複数用途の場合		b. 事務所・百貨店・学校・飲食店 等及び用途 c を含む複数用途 (用途aを含む場合は a)		C. 工場・倉庫 (用途a・b を含まないもの)			
500未満	100,000	(110,000)	80,000	(88,000)	50,000	(55,000)		
500~1,000未満	120,000	(132,000)	90,000	(99,000)	60,000	(66,000)		
1,000~2,000未満	150,000	(165,000)	100,000	(110,000)	70,000	(77,000)		
2,000~3,000未満	180,000	(198,000)	120,000	(132,000)	80,000	(88,000)		
3,000~4,000未満	200,000	(220,000)	150,000	(165,000)	100,000	(110,000)		
4,000~5,000未満	230,000	(253,000)	170,000	(187,000)	110,000	(121,000)		
5,000~6,000未満	250,000	(275,000)	200,000	(220,000)	120,000	(132,000)		
6,000~8,000未満	270,000	(297,000)	210,000	(231,000)	140,000	(154,000)		
8,000~10,000未満	300,000	(330,000)	220,000	(242,000)	150,000	(165,000)		
10,000~15,000未満	320,000	(352,000)	240,000	(264,000)	170,000	(187,000)		
15,000~20,000未満	340,000	(374,000)	260,000	(286,000)	180,000	(198,000)		
20,000~30,000未満	360,000	(396,000)	280,000	(308,000)	200,000	(220,000)		
30,000~40,000未満	380,000	(418,000)	310,000	(341,000)	220,000	(242,000)		
40,000~50,000未満	400,000	(440,000)	320,000	(352,000)	240,000	(264,000)		
50,000~100,000未満	480,000	(528,000)	380,000	(418,000)	280,000	(308,000)		
100,000~200,000未満	580,000	(638,000)	450,000	(495,000)	350,000	(385,000)		
200,000~300,000未満	850,000	(935,000)	550,000	(605,000)	450,000	(495,000)		
300,000~	1,000,000	(1,100,000)	800,000	(880,000)	600,000	(660,000)		

標準入力法・主要室入力法・BEST省エネ基準対応ツール 税抜(カッコ内税込) 単位:円

是一个人人员,工女主人人员。	DEO I BT.	个卒年刈心ノ	70	が元が入した。		半世・口			
	用途								
判定対象床面積(㎡)	a. ホテル・病院・老人ホーム・ 集会所等及び用途b・cを含む 複数用途の場合		b. 事務所・百貨店・学校・飲食店 等及び用途 c を含む複数用途 (用途aを含む場合は a)		C. 工場·倉庫 (用途a·bを含まないもの)				
500未満	180,000	(198,000)	140,000	(154,000)	100,000	(110,000)			
500~1,000未満	220,000	(242,000)	160,000	(176,000)	120,000	(132,000)			
1,000~2,000未満	280,000	(308,000)	180,000	(198,000)	150,000	(165,000)			
2,000~3,000未満	300,000	(330,000)	220,000	(242,000)	180,000	(198,000)			
3,000~4,000未満	320,000	(352,000)	250,000	(275,000)	200,000	(220,000)			
4,000~5,000未満	350,000	(385,000)	280,000	(308,000)	220,000	(242,000)			
5,000~6,000未満	400,000	(440,000)	300,000	(330,000)	240,000	(264,000)			
6,000~8,000未満	450,000	(495,000)	320,000	(352,000)	260,000	(286,000)			
8,000~10,000未満	500,000	(550,000)	350,000	(385,000)	280,000	(308,000)			
10,000~15,000未満	550,000	(605,000)	380,000	(418,000)	300,000	(330,000)			
15,000~20,000未満	580,000	(638,000)	400,000	(440,000)	320,000	(352,000)			
20,000~30,000未満	650,000	(715,000)	450,000	(495,000)	350,000	(385,000)			
30,000~40,000未満	680,000	(748,000)	480,000	(528,000)	370,000	(407,000)			
40,000~50,000未満	700,000	(770,000)	500,000	(550,000)	400,000	(440,000)			
50,000~100,000未満	800,000	(880,000)	600,000	(660,000)	460,000	(506,000)			
100,000~200,000未満	1,000,000	(1,100,000)	700,000	(770,000)	600,000	(660,000)			
200,000~300,000未満	1,200,000	(1,320,000)	900,000	(990,000)	720,000	(792,000)			
300,000~	1,400,000	(1,540,000)	1,000,000	(1,100,000)	800,000	(880,000)			

【その他の料金について】

- ①省エネ計算対象外の室のみで構成されている適合義務対象建築物は、一律50,000円(税込 55,000円)/件 とします。
- ②計画変更・軽微変更該当証明書申請(以下、「変更」という。)料金は、変更時の判定対象延床面積に応じた上記表の60%の金額とします。また、2回目以降の変更は上記表の40%の金額としますが、その金額が30,000円(税込33,000円) 未満の場合は、30,000円(税込33,000円)とします。ただし、以下の場合は新規と同額とします。
 - i 直前の判定を他機関で受けている場合
 - ii 計算方法を変更(モデル建築法から標準入力法・主要室入力法へ変更など) した場合
 - iii 当初①を適用とし、その後変更時に計算対象となる場合
- ③複合建築物(住宅部分と非住宅部分を有する建築物)で、法第15条3項に基づき所管行政庁へ図書を送付する場合は、 事務手数料として10,000円(税込11,000円)×件数を加算します。
- ④工事種別が増改築で、既存部分にBEI値をデフォルト値採用する場合は、増改築部分の判定対象面積を算定面積とします。 また、増改築する建築物の既存部分が、当社の適合判定通知書の交付を受けたもので、その計算書·BEI値を採用できる場合も 増改築部分の判定対象面積を算定面積とします。
 - これらに当たらない場合は既存部分も含めて算定面積とします。
- ⑤当機関以外の確認申請、若しくは計画通知で、省エネ適判のみを当機関で行う場合の判定料金は、以下の割合を加算します。
 - i モデル建物法で他機関での確認申請は20%
 - ii モデル建物法で計画通知は10%
 - ⅲ 標準入力法等で他機関での確認申請は40%
 - iv 標準入力法等で計画通知は20%
- ⑥適合判定通知書・軽微変更該当証明書の破損等での再交付は、1通につき10,000円(税込11,000円)を申し受けます。